

衆議院法務委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 5 月 24 日（水）、第 18 回の委員会が開かれました。

1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第 58 号）

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案（内閣提出第 59 号）

・齋藤法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）藤原崇君（自民）、日下正喜君（公明）、米山隆一君（立憲）、寺田学君（立憲）、阿部弘樹君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

藤原崇君（自民）

- （1） 18 歳の者が 14 歳の者と社会的関係上の地位を利用して性交を行った場合の可罰性
- （2） 不同意性交等罪において被害者の同意・不同意そのものではなく同意しない意思を形成すること等が困難な状態という客観面を構成要件とした趣旨
- （3） 上記（2）の構成要件該当性の判断に当たり公平かつ客観的な運用を行う必要性

日下正喜君（公明）

- （1） 性犯罪に関する検察における研修のこれまでの取組状況及び今後の充実に向けた取組
- （2） 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて職員の雇用のための予算措置や専門機関の連携等の環境整備の支援の必要性
- （3） 障害児者の性被害の実態調査を行う必要性

米山隆一君（立憲）

- （1） アルコールの影響により同意しない意思を形成することが困難な状態の程度
- （2） 同意しない意思を形成することが困難な状態の程度についての法務大臣の所見
- （3） アルコールの影響により同意しない意思を表明することが困難な状態の程度は著しく困難であることを要するか否かの確認
- （4） 同意しない意思を形成すること等が困難な状態を加害者が認識している必要の有無
- （5） 構成要件該当性の判断基準をガイドライン等より国民に周知する必要性
- （6） 暴行や脅迫を伴わず被害者の意思に反して性行為を行う場合の可罰性

寺田学君（立憲）

- （1） 17 歳の男子高校生と 13 歳の女子中学生を同年代と扱う性交同意年齢の 5 歳差要件についての法務大臣の見解
- （2） 16 歳未満の者の性犯罪被害とその処罰の実態調査及び公訴時効期間の延長に関する実態調査の必要性
- （3） 上記（2）の実態調査を改正法施行後速やかに国会と連携して行う必要性
- （4） 改正法の施行状況に関する調査とは別に性犯罪の被害申告の実態調査を速やかに実施する必要性

阿部弘樹君（維新）

- (1) パラフィリア（性嗜好障害）
 - ア 公然わいせつ罪及び盗撮事犯の検挙件数及びその傾向
 - イ 性嗜好障害に対する治療法
 - ウ 男性のクロスドレッサー（服装倒錯、異性装）が公衆浴場の女湯に入浴した場合における公然わいせつ罪又は住居侵入罪の成否
 - エ 医学的にクロスドレッサーと診断されている男性による公衆浴場の女湯への入浴の可否
- (2) 性同一性障害
 - ア 「性自認」と「性同一性」という用語の異同
 - イ 性同一性障害者に対する性別適合手術の件数
- (3) 性交同意年齢に関する年齢差要件を5歳以上としたことは精神医学的知見に基づくのか否かの確認

鈴木義弘君（国民）

- (1) 有害図書類
 - ア 有害図書類に対する規制の現状
 - イ 有害図書やゲーム等の規制強化を検討すべきとの意見に対する法務省の見解
- (2) 性的姿態等撮影罪等に両罰規定を設けるべきとの意見に対する法務省の見解

本村伸子君（共産）

- (1) 改正後の刑法第176条第1項第8号の経済的又は社会的関係上の地位要件
 - ア 行為者の故意が認められ得るとする当該要件を「基礎づける事実の認識」の意味
 - イ 職場の上司と部下、教師と生徒及び障害者施設の職員と障害者の関係の構成要件該当性
 - ウ 経済的又は社会的関係上の地位の存在及びこれに基づき相手方の利益・不利益を左右できることを客観的な運用要件とすることの確認
- (2) 内閣府が令和2年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」における中学生以下の被害について被害に遭ってから相談するまでの期間及び相談をしていないと回答した者の人数
- (3) 改正刑法の施行が起訴率の向上等の検察実務に及ぼす影響